

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 3 月 20 日

飯島町長 下 平 洋 一

## 記

### 1 協議の場を設けた区域の範囲

七久保地区

### 2 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 3 月 16 日

### 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手の状況）

法人 2 経営体（内認定農業者 2 経営体）

個人 9 経営体（内認定農業者 4 経営体、認定新規就農者 2 経営体）

### 4 3 の結果として当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

### 5 農地中間管理機構の活用方針

- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農地中間管理機構の事業を有効に活用し農地の集積を図る。
- ・機構集積協力金については、地域や農業者の実情に合わせて活用を検討していく。

### 6 地域農業の将来のあり方

- ・水稻＋栗、あるいはアスパラガス・白ねぎを主体に経営の複合化を図る。今後の経営者不足による、土地利用型経営体への農地集積の増加について対策が必要。
- ・「親元就農」「農の雇用事業」「JA 上伊那農業インターン」等就農機会を通じて促進を図る。